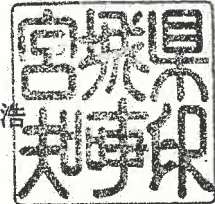


環 対 第 3 6 1 号
平成31年2月14日

株式会社レノバ代表取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価方法書に対する意見
について (通知)

平成30年11月16日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価
条例(平成10年宮城県条例第9号)第27条第1項の規定による環境保全の見地か
らの意見については、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、貴社が、仙台塩釜港石巻港区の工業用地において、輸入燃料である木質ペレットやパーム椰子殻を主な燃料とする出力74,950kWのバイオマス発電事業を実施しようとするものである。

計画する発電所が稼働した際には、硫黄酸化物、窒素酸化物等のばい煙が排出され、周辺の大気環境への影響が懸念されることから、排ガス処理施設等に係る最新の知見を収集するなど、環境負荷の低減に向けた大気汚染防止対策の更なる検討が求められるところである。

今般、対象事業実施区域に燃料保管場所を新たに追加し、平成29年11月に作成した方法書の事業内容を変更することから、最新の県計画等のほか前述の大気汚染防止対策の推進の重要性を踏まえ、平成30年2月20日付けで意見した事項に加え、以下に述べる事項に十分留意した上で、事業の実施による影響について、適切に予測及び評価等を行い、その経緯及び結果を環境影響評価準備書に示すこと。

1 大気質（粉じん等）

燃料の野積保管等による影響について、気象条件等の地域特性を考慮の上、予測及び評価すること。

2 悪臭

燃料（特にパーム椰子殻）の野積保管等による影響について、その性状等を考慮し、予測及び評価すること。

3 水質

燃料の野積保管等による雨水排水の汚濁の影響についても考慮し、予測及び評価すること。

4 土壌汚染

燃料の野積保管等による影響が懸念されることから、地下浸透防止策が講じられるよう事業計画の見直しを検討すること。

5 動物・植物・生態系

燃料の野積み保管等による外来生物の移入等に伴う影響が懸念されることから、その管理の徹底について配慮すること。